

官報

号外

令和元年十一月八日

○第二十二回 衆議院會議録 第六号

令和元年十一月八日(金曜日)

議事日程 第五号

令和元年十一月八日

午後零時十分開議

第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時十二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長西銘恒三郎君。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(西銘恒三郎君登壇)

○西銘恒三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛

省職員の俸給月額等の改定等を行うものであります。

本案は、去る十月二十八日本委員会に付託され、翌二十九日河野防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。十一月五日質疑を行い、七日採決を行いました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

出席国務大臣

防衛大臣 河野 太郎君

○議長の報告

(議決通知)

一、昨七日、岡田事務総長から船田裁判官弾劾裁判所裁判長及び郷原参議院事務総長宛て、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員は次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

山下 貴司君(盛山正仁君の補欠)

同 予備員

第四 門山 宏哲君(門博文君の補欠)

一、昨七日、岡田事務総長から田村裁判官訴追委員会委員長及び郷原参議院事務総長宛て、本院は、裁判官訴追委員及び同予備員は次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、小田原潔君を第二順位とし、國重徹君を第五順位とし、第五順位の予備員である齊木武志君を第三順位とし、第三順位の予備員である井野俊郎君を第四順位とした旨通知した。

裁判官訴追委員

柴山 昌彦君(石原宏高君の補欠)

越智 隆雄君(大塚拓君の補欠)

渡辺 周君(津村啓君の補欠)

同 予備員

小田原 潔君(藤原崇君の補欠)

國重 徹君(山本和嘉子君の補欠)

(選出通知)

一、昨七日、本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員

葉梨 康弘君

城内 実君

山川百合子君

同 予備委員

宮路 拓馬君(葉梨康弘君の予備委員)

員)

古賀 篤君(平沢勝栄君の予備委員)

員)

稲富 修二君(山川百合子君の予備委員)

員)

なお、予備委員小林鷹之君は城内実君の予備委員とした旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、昨七日、本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員大串正樹君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨七日、本院は、国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員鈴木俊一君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、昨七日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(北海道開発分科会)

佐藤 英道君

(豪雪地帯対策分科会)

務台 俊介君

西田 昭二君

太田 昌孝君

(離島振興対策分科会)

高木 啓君

西岡 秀子君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

小林 史明君

古川 康君

松野 博一君

高木 啓君

山口 泰明君

津島 淳君

津島 淳君

百武 公親君

古川 康君

泉田 裕彦君

泉田 裕彦君

杉田 水脈君

杉田 水脈君

小林 史明君

高木 啓君

松野 博一君

百武 公親君

山口 泰明君

外務委員

辞任

補欠

鈴木 貴子君

佐藤 明男君

中曾根康隆君

高木 啓君

中谷 真一君

井野 俊郎君

阿久津幸彦君

早稲田夕季君

高木 啓君

本田 太郎君

早稲田夕季君

山川百合子君

井野 俊郎君

中谷 真一君

佐藤 明男君

鈴木 貴子君

本田 太郎君

中曾根康隆君

山川百合子君

阿久津幸彦君

農林水産委員

辞任

補欠

広田 一君

重徳 和彦君

重徳 和彦君

広田 一君

経済産業委員

辞任

補欠

富樫 博之君

門山 宏哲君

福田 達夫君

長尾 敬君

門山 宏哲君

山下 貴司君

長尾 敬君

福田 達夫君

山下 貴司君

富樫 博之君

安全保障委員

辞任

補欠

鈴木 貴子君

吉川 昶君

中谷 元君

本田 太郎君

重徳 和彦君

中島 克仁君

本田 太郎君

中谷 元君

吉川 昶君

鈴木 貴子君

中島 克仁君

重徳 和彦君

議院運営委員

辞任

補欠

武内 則男君

松田 功君

松田 功君

武内 則男君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

広田 一君

森山 浩行君

森田 俊和君

緑川 貴士君

緑川 貴士君

森田 俊和君

森山 浩行君

広田 一君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

石破 茂君

福山 守君

田所 嘉徳君

門山 宏哲君

福井 照君

中曾根康隆君

門山 宏哲君

田所 嘉徳君

中曾根康隆君

福井 照君

福山 守君

石破 茂君

(議案提出)

一、昨七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案付託)

一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号) 文部科学委員会 付託
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

経済産業委員会 付託
港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号) 国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和元年十月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十三万三千五百円」を「十三万五千五百円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万五千八百円」を

「十一万七千円」に改め、同条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二十五条の二第二項中「十万二千五百円」を

「十万三千七百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四十一条第五条関係)

職 員の 区 分	職務の級 号	1		2	
		俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円
	1	204,000	円	331,100	円
	2	205,700		333,300	
	3	207,300		335,400	
	4	209,000		337,400	
	5	210,800		339,600	
	6	212,400		341,500	
	7	214,100		343,700	
	8	215,700		345,800	
	9	217,500		347,500	
	10	219,400		349,600	
	11	221,300		351,700	
	12	223,200		353,800	
	13	224,700		355,900	
	14	226,700		357,900	
	15	228,700		359,900	
	16	230,700		361,900	
	17	232,500		363,500	
	18	235,200		365,400	
	19	237,900		367,200	
	20	240,600		369,200	
	21	243,200		370,800	
	22	246,000		372,700	
	23	248,600		374,500	
	24	251,300		376,400	
	25	253,800		377,700	
	26	256,200		379,500	

27	258,700	381,300	再任用職員以外の職員	57	324,200	429,100
28	261,000	383,200		58	326,300	430,600
29	263,600	385,000		59	328,400	431,800
30	266,000	386,900		60	330,400	433,000
31	268,200	388,800		61	332,500	434,200
32	270,400	390,800		62	334,600	435,500
33	272,500	392,500		63	336,800	436,800
34	274,700	394,200		64	339,000	438,000
35	276,900	395,800		65	340,700	439,200
36	278,800	397,600		66	342,900	440,400
37	281,100	398,800	再任用職員以外の職員	67	344,900	441,600
38	283,000	400,300		68	347,100	442,800
39	284,900	401,700		69	348,900	444,000
40	286,900	403,100		70	350,800	445,200
41	288,600	404,800		71	352,800	446,400
42	290,900	406,200		72	354,800	447,600
43	293,200	407,500		73	356,400	448,700
44	295,700	409,000		74	358,300	449,300
45	297,700	410,600		75	360,100	449,800
46	300,100	411,900		76	362,000	450,300
47	302,300	413,400	再任用職員以外の職員	77	363,800	450,800
48	304,900	415,000		78	365,500	
49	307,200	416,700		79	367,200	
50	309,600	418,100		80	368,800	
51	311,900	419,700		81	370,300	
52	314,100	421,200		82	371,800	
53	316,300	422,900		83	373,300	
54	318,300	424,400		84	374,700	
55	320,300	426,000		85	375,800	
56	322,300	427,600		86	377,200	

[illegible]

33	578,900	534,500	503,800	464,900	423,300	393,300	334,200	306,100	290,800	290,500	284,400	284,300	279,800	267,300	245,900
34	580,300	535,500	504,600	466,200	425,500	395,400	336,200	307,900	292,000	291,600	285,500	285,400	280,900	268,600	
35	581,700	536,500	505,400	467,500	427,700	397,500	338,200	309,700	293,200	292,700	286,600	286,500	282,000	269,900	
36	583,100	537,500	506,200	468,800	429,900	399,600	340,200	311,500	294,400	293,800	287,700	287,600	283,100	271,200	
37	584,300	538,300	506,800	469,900	431,800	401,500	342,100	313,200	295,400	294,900	288,700	288,600	284,100	272,300	
38	585,500	539,200	507,600	470,700	433,800	403,600	344,200	315,100	296,800	296,300	290,100	290,000	285,200	273,500	
39	586,700	540,100	508,400	471,500	435,800	405,700	346,300	317,000	298,200	297,700	291,500	291,400	286,300	274,700	
40	587,900	541,000	509,200	472,300	437,800	407,900	348,400	319,000	299,600	299,100	292,900	292,800	287,500	275,900	
41	589,000	541,700	509,800	473,100	439,600	409,800	350,100	320,600	300,800	300,100	294,000	293,800	288,500	276,600	
42	590,000	542,600	510,300	473,900	441,500	411,900	352,200	322,500	302,600	301,800	295,700	295,500	289,800	277,600	
43	591,000	543,500	510,800	474,700	443,400	414,000	354,300	324,400	304,400	303,500	297,400	297,200	291,100	278,600	
44	592,000	544,400	511,300	475,500	445,300	416,100	356,400	326,300	306,200	305,200	299,100	298,900	292,400	279,600	
45	592,800	545,100	511,700	476,100	447,100	418,100	358,300	328,100	307,800	306,700	300,600	300,400	293,300	280,500	
46			512,200	476,900	448,700	420,100	360,100	330,200	309,600	308,300	302,200	302,000	295,000	281,700	
47			512,700	477,700	450,300	422,100	361,900	332,300	311,400	309,900	303,800	303,600	296,700	282,900	
48			513,200	478,500	451,900	424,100	363,700	334,400	313,200	311,700	305,600	305,400	298,400	284,100	
49			513,500	479,100	453,500	426,100	365,300	336,300	314,800	313,200	307,000	306,900	299,900	285,100	
50			514,000	479,800	454,700	427,300	367,200	338,300	316,700	315,000	308,800	308,700	301,600	286,300	
51			514,500	480,500	455,900	428,500	369,100	340,300	318,600	316,800	310,600	310,500	303,300	287,500	
52			515,000	481,200	457,100	429,700	371,000	342,300	320,500	318,600	312,400	312,300	305,000	288,700	
53			515,300	481,800	458,400	430,700	372,700	344,100	322,200	320,400	314,200	314,100	306,500	289,700	
54			515,700	482,400	459,600	431,600	374,400	346,000	324,100	322,200	316,000	315,800	308,100	291,000	
55			516,100	483,000	460,800	432,500	376,200	348,000	326,000	324,000	317,800	317,500	309,700	292,300	
56			516,500	483,600	462,000	433,400	378,000	350,000	328,000	325,800	319,600	319,200	311,300	293,600	
57			517,000	484,300	463,100	434,400	379,400	351,700	329,900	327,300	321,000	320,600	312,700	294,700	
58				484,900	464,000	435,400	381,200	353,400	331,800	329,200	322,800	322,400	314,300	296,100	
59				485,500	464,900	436,400	383,100	355,100	333,700	331,100	324,600	324,200	315,900	297,500	
60				486,100	465,800	437,400	385,000	356,800	335,600	333,000	326,400	326,000	317,500	298,900	
61				486,700	466,800	438,200	386,600	358,600	337,400	334,900	327,900	327,500	318,900	299,700	
62				487,200	467,400	439,000	388,400	360,300	339,300	336,800	329,800	329,200	320,400	301,000	
63				487,700	468,000	439,800	390,200	362,000	341,200	338,700	331,700	330,900	321,900	302,300	
64				488,200	468,600	440,600	392,000	363,700	343,100	340,700	333,700	332,700	323,400	303,600	
65				488,700	469,200	441,200	393,500	365,100	345,000	342,200	335,200	334,300	324,700	304,700	
66				489,200	469,700	442,000	395,100	366,800	346,800	343,800	336,800	335,800	326,100	305,800	
67				489,700	470,200	442,800	396,700	368,500	348,500	345,500	338,500	337,400	327,500	306,900	
68				490,200	470,700	443,600	398,300	370,200	350,400	347,200	340,200	339,000	328,900	308,100	
69				490,700	471,200	444,300	399,900	371,700	352,200	348,500	341,500	340,400	330,100	309,000	
70				491,200	471,700	445,100	401,200	373,400	353,800	350,300	343,200	342,100	331,500	309,800	
71				491,700	472,200	445,900	402,500	375,200	355,400	352,100	344,900	343,800	332,900	310,600	
72				492,200	472,700	446,700	403,800	377,000	357,100	353,900	346,600	345,500	334,300	311,400	

再任用職員以外の職員																																312,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
73	492,700	473,200	447,300	405,000	378,500	358,600	355,500	348,300	347,000	335,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

113							469,100	436,800	424,900	414,000	410,300	402,500	397,700	381,200			
114								437,400	425,600	414,900	411,300	403,300	398,500				
115								438,000	426,300	415,800	412,300	404,100	399,300				
116								438,600	427,000	416,700	413,300	404,900	400,100				
117								439,100	427,700	417,500	414,100	405,800	400,900				
118								439,700	428,400	418,300	415,000	406,600	401,700				
119								440,300	429,100	419,100	415,900	407,400	402,500				
120								440,900	429,800	419,900	416,800	408,200	403,300				
121								441,400	430,400	420,700	417,500	409,100	404,100				
122								442,000	431,100	421,500	418,300	409,900	404,900				
123								442,600	431,800	422,300	419,100	410,700	405,700				
124								443,200	432,500	423,100	419,900	411,500	406,500				
125								443,700	433,100	423,700	420,800	412,400	407,300				
126								444,300	433,800	424,400	421,600	413,200	408,200				
127								444,900	434,500	425,100	422,400	414,000	409,100				
128								445,500	435,200	425,800	423,200	414,800	410,000				
129								446,000	435,800	426,600	424,100	415,700	410,700				
130								436,500	427,400	424,900	424,900	416,500					
131								437,200	428,200	428,200	425,700	417,300					
132								437,900	429,000	429,000	426,500	418,100					
133								438,500	429,900	429,900	427,400	419,000					
134								439,200	430,700	430,700	428,200	419,800					
135								439,900	431,500	431,500	429,000	420,600					
136								440,600	432,300	432,300	429,800	421,400					
137								441,200	433,000	433,000	430,600	422,300					
138								433,900	431,400	433,900	431,400	423,100					
139								434,800	432,200	434,800	432,200	423,900					
140								435,700	433,000	435,700	433,000	424,700					
141								436,400	433,800	436,400	433,800	425,500					
142								437,200	434,600	437,200	434,600						
143								438,000	435,400	438,000	435,400						
144								438,800	436,200	438,800	436,200						
145								439,500	437,000	439,500	437,000						

備考(一) 総合職係長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二階に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の二階に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の二階又は三階に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

令和元年十一月八日 衆議院會議録第六号 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「十三万五千五百円」を「十四万二千五百円」に改める。

別表第二中

1等陸士 1等海士 1等空士	俸給月額 円	2等陸士 2等海士 2等空士	俸給月額 円
	186,700 188,600 190,500 192,400		172,000 173,800 175,600 177,400
	194,200 195,200 196,200 197,200		179,000 180,000 181,000 182,000
	198,100 199,100 200,100 201,100		183,000
	202,100		

を

1等陸士 1等海士 1等空士	俸給月額 円	2等陸士 2等海士 2等空士	俸給月額 円
	186,700		179,200

188,600 190,500 192,400	180,400 181,600 182,800
194,200 195,200 196,200 197,200	184,000 185,200 186,400 187,600
198,100 199,100 200,100 201,100	188,800 190,000 191,200 192,400
202,100 203,000 204,100 205,200	193,600 194,800 195,900 197,000
206,100	198,100

に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び附則第三条の規定 令和二年四月一日
- 二 第三条及び附則第四条の規定 令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。))第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の法(次条において「新法」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 号。以下この項において「一般職給与改正法」という。))第二条の規定の施行の日(以下この項において「一般職給与改正法一部施行日」という。))の前日において法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十

五年法律第九十五号)第十一条の十の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える職員であつて、一般職給与改正法一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(政令で定める職員を除く。)に対しては、一般職給与改正法一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下この項において「改正後の一般職給与法」という。))第十一条の十の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る

る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で政令で定める額。第二号において「旧手当額」という。))から二千円を控除した額の住居手当を支給する。

一 法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の十第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の十第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(二等陸士等の俸給月額及び自衛官候補生手当に関する経過措置)

第四条 第三条の規定の施行の日の前日において二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官又は自衛官候補生として在職していた者に対する同条の規定による改正後の法第二十四条の二第二項及び別表第二の規定の適用については、同項中

「十四万二千五百円」とあるのは「十三万五千五百円」と、同表中

198,100 199,100 200,100 201,100	188,800 190,000 191,200 192,400
202,100 203,000 204,100 205,200	193,600 194,800 195,900 197,000
206,100	198,100

とあるのは

1等陸士 1等海士 1等空士	俸給月額 円	2等陸士 2等海士 2等空士	俸給月額 円
	186,700 188,600 190,500 192,400		172,000 173,800 175,600 177,400
	194,200 195,200 196,200 197,200		179,000 180,000 181,000 182,000
	198,100 199,100 200,100 201,100		183,000
	202,100		

1等陸士 1等海士 1等空士	俸給月額 円	2等陸士 2等海士 2等空士	俸給月額 円
	186,700 188,600 190,500 192,400		179,200 180,400 181,600 182,800
	194,200 195,200 196,200 197,200		184,000 185,200 186,400 187,600

—とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官の初任給の引上げ等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一般職の国家公務員の例に準じた改正

(一) 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学の学生(以下「学生」という。)の学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒(以下「生徒」という。)の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。

(二) 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和元年十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十二・五とする。

(三) 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和二年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ百分の百七十とすること。

2 自衛官の初任給等の引上げのための改正
自衛官俸給表の俸給月額及び自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額を改定すること。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行すること。ただし、1の(三)に関する規定は令和二年四月一日から施行し、2に関する規定は令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。

(二) 1の(一)の改正後の規定は、平成三十一年四月一日から適用すること。

(三) その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、防衛省の職員の給与等が一般職の国家公務員の給与等との権衡を考慮して定められている実情等に鑑み、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 経費

本案施行を含む令和元年度の給与改定に要する経費(防衛省所管)は、約八十四億円である。右報告する。

令和元年十一月七日

安全保障委員長 西銘恒三郎

衆議院議長 大島 理森殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一二円